

国保通信



▼問い合わせ

市民生活課 保険年金係

☎ 75-21159

交通事故やけんかなどのけがで国保を使ったときは届出が必要です！

○第三者行為によって負傷したときは

交通事故やけんか、他人の飼い犬にかまれたなど、第三者の行為によって負傷した場合、その治療費は本来加害者（相手側）が負担することが原則です。

しかし、緊急の場合など被害にあった人の負担を軽減するため、国民健康保険証を使用して治療を受けることができます。この場合は必ず「保険年金係に「第三者の行為による被害届」を提出することが必要です。」

国民健康保険（国保）は加害者に代わって一時的に費用を立て替えますが、加害者に立て替えた費用を請求します。

なお、国保加入者側の過失分がある場合は国保から保険給付を受けることになりません。



○届出を行わないと…

第三者行為による治療と思われるものには、世帯主へ通知を送付します。そのまま届出を行わないと、医療費を全額請求させていただきます。医療費を全額請求させていただきます。また、通知を受けた際はすみやかに対応してください。

また、すでに相手方と示談が成立している場合には、保険給付の適用ができない場合があります。国民健康保険証を使用する場合は、示談が成立する前に、保険年金係までご連絡ください。



内臓脂肪を減らして、健康を手に入れよう



自分の健診結果から生活を見直し、健康を守りましょう

◆介護保険制度からみた生活習慣病の実態

介護保険は、自立した生活が困難となった場合に利用できる制度で、この制度を利用するためには、申請して、介護度の判定を受けることが必要です。

介護保険受給者には、65歳以上の人が介護保険を利用する「1号認定者」と、40歳から65歳未満の人が介護保険を利用する「2号認定者」があります。

多久市の1号認定者の割合は増加傾向です。さらに2号認定者の割合も0.5%と、全国平均0.3%と比べても高い割合で推移しています。2号認定者は働き盛りの年代。この年代の人が介護を利用するとすると、その人の生活は大きく変化し、利用期間も長期となり、利用料・給付費などの負担も大きくなります。

◆2号認定者を予防する？

平成25年度の2号認定者は32人となりました。そのうち11人（34%）が要介護度3以上の人です。

介護申請された人の病気は、高血圧が72・1%、脂質異常症が51・1%、糖尿病が32・1%と生活習慣病が主な原因となっています。

高血圧、脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病は、毎日の生活習慣を整えることで改善され、重症化を予防することができます。

要介護 認定状況	受給者区分			2号		1号		
	年齢			40歳～64歳		65歳～74歳		
	被保険者数			7,355人		2,473人		
	認定者数			32人		104人		
	認定率			0.5%		4.2%		
介護 度別 人数	要支援 1・2			8	25.0%	39	37.5%	
	要介護 1・2			13	40.6%	36	34.6%	
	要介護 3～5			11	34.4%	29	27.9%	
要介護 実合状況	有病 状況		疾患		疾病	件数	疾病	件数
						割合		割合
			血管 疾患	基礎疾患	糖尿病	76	糖尿病	281
						32.1% <th></th> <td>36.8%</td>		36.8%
			高血圧	171	高血圧	414		
				72.2% <th></th> <td>54.3%</td>		54.3%		
			脂質 異常症	121	脂質 異常症	281		
				51.1% <th></th> <td>36.8%</td>		36.8%		

▼問い合わせ 健康増進課

☎ 75-13355

